奨学のための給付金 申請書類一覧および記入例 ~年額支給、7月~翌年3月分支給用~

1. 申請書類を記入または提出される前に、以下の点をご確認ください。

保護者等の住民票は滋賀県内である。
保護者等が7月1日現在生活保護(のうち生業扶助)を受給している、もしくは令和6年度の住民 税の所得割が非課税である。
申請書類はフリクションペン(消えるペン)で記入していない。
訂正がある場合は二重線で消して余白に記入した。(訂正印は必須ではありません。)
個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙は教育委員会へ直接持参するか簡易書留で郵便局の窓口から郵送した。(する予定である。)

2. 保護者等が7月1日現在生活保護(のうち生業扶助)を受給している、もしくは**令和6年** 度の住民税の所得割が非課税であることの確認は、次の書類により行います。

《7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している場合》

⇒生業扶助受給証明書

- ・7月1日以降に福祉事務所で証明を受けてください。
- ・様式は、記入例②の様式または福祉事務所作成の様式のいずれかを提出してください。

《7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していない場合》

⇒アまたはイの書類を提出してください。

アー保護者等の令和6年度の課税額を確認できる書類 a~cのいずれか1つ(写し可)

- a 令和6年度(令和5年分)課税証明書
- b 令和6年度特別徴収税額の決定・変更通知書 ※毎年5~6月頃に勤務先から配布されるもの (保護者等が給与所得者で勤務先以外から収入がない場合に限ります。)
- c 令和6年度納税通知書 ※自営業などの場合は、毎年6月に発行されます。

※保護者等のいずれかが、令和6年1月1日に日本国内に住所を有していない場合(=非課税であることを確認できない場合)は申請できません。

税の申告を行っていない場合は、奨学のための給付金の申請までに税の申告を行ってください。(扶養控除対象者であっても税の申告が必要です。お住まいの市役所(町役場)の窓口でご相談ください。)

イ 個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙

(教育委員会が個人番号(マイナンバー)を利用して課税情報を確認することを希望する場合) ※注意

- ・個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙は申請の都度提出が必要です。
- ・給付金の申請書類を学校に提出するのとは別に、滋賀県教育委員会へ直接**持参**するか**簡易書留**で郵便局の窓口から送付する必要があります。 (記入例⑦の送付票を封筒に貼り付けてください)
- ・教育委員会が個人番号を利用して課税額を確認した際に、課税額が確認できなかった方については、課税証明書等の提出を追加で求める場合があります。

3. 必要書類

各区分に応じた必要書類がそろっているか確認してください。 ※印は該当する場合に提出が必要です。

記入例	世帯区分	生活保護 世帯	:	非課税世帯	÷	非課税 世帯(生 活保護世 帯含む)
番号	必要書類	全日制 定時制 通信制	全日制	·定時制 2人目以降	通信制	専攻科
1	1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給 申請書(年額支給、7月~翌年3月分支給 用)	•	•	•	•	•
2	2. 生活保護(生業扶助)受給証明書	•				
•	3. 課税額が確認できる書類 アまたはイのいずれか ア 令和6年度(令和5年分)課税証明書等 イ 個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙		•	•	•	•
3	4. 扶養誓約書 ※申請書6.(2)に該当がある場合に必要			●※		
4	5. 在学証明書 ※保護者等に扶養されている23歳以上の高校生等が いる場合に、その兄弟姉妹について証明が必要			●※		
	6. 住民票記載事項証明書 ※3でアを提出する場合で、申請書に記載の基準日現 在の住所と、課税証明書等に記載の住所が異なる場 合(該当する保護者等分のみ必要) ※3でイを提出する場合で、R6.1.1時点とR6.7.1時点と で住所が異なる場合に必要		●※	●※	●※	●※
5	7. 同意書 ※申請者と生徒の関係が「主たる生計維持者」の場合 に提出が必要		•*	•*	●※	•*
6	8. 通帳の写し 9. 個人対象要件証明書	•	•	•	•	•

[※]審査で必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

この順に並べて提出してください

記3個の 煙炭のための絵は会図中の建事業主絵の建事(今号記3)

7日1日以降で 埋出する日を記入

6人例心 关于以后以以和时立孙龙中胡言术义和中胡言(主员6人)	/ /// H &	C DELLI 1 OLI	こロレン
		/: /:> = #= ^^	
兼式第1号その2	1/3ージ目	(1/2) 早期給付	<u>を受給し†</u>

(あて先) 滋賀県教育委員会

O. 申請区分(いずれかの□にチェック)

■ 年額支給(2年生以上または早期給付を受給していない新入生対象) ▼ 7月~翌年3月分支給(早期給付を受給した新入生対象)

1. 対象となる高校生等に関する事項

学校名	■■高等学校	学年 1 年	課程 ☑全日制 □定時制	□通信制 □専攻科
ふりがな	しが しょうた	<u> </u>	高校生等生	- + > + + + + + + + + + + + + + + + + +
高校生等氏名	滋賀 奨太		昭和 ● 年 ●	月 ● 日
	学校名	課程	在学期間	給付金受給回数
過去に在学していた 高等学校等	私立■■高等学校	全日制·定時制 ·通信制·専攻科	●年●月●日●日●日	1 回
间等于区等		全日制・定時制 ・通信制・専攻科	年月日~ 年月日	回

滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づき、奨学のための給付金(以下、「給付金」という。)の支給を受 せいので申請します。

給付金を申請するにあたって、次の①~⑨の事項のすべてを確認しています。(内容を確認し、左の口にレ点)

- この申請書の記載内容は事実に福達さりません。虚偽があった場合は、滋賀県の求めに従いその全額を即時返還します。 対象となる高校生等について、保護者等のいずれもが他の都道市県に対して鈴付金の申請を行っていません。
- ② 対象となる高校生等について、保護者等のいずれもが他の都道南県に対して給付金の申請を行っていません。 ③ 対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費または特別育成費(ロデ生活支援施設
- の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。 ④ 不正に給付金を受給し、給付金の支給決定が取り消された場合、既に支給された給付金の全額または一部を定められた期限
- までに返還します。
- ⑤ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、高校生等にかかる高等学校等就学支援金、学び直し支援金 専攻科支援金または授業料の減免の(認定)申請書類および届出書類の個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受
- ⑥ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、高校生等の在学する高等学校等のもつ高校生等にかかる個 人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意しまっ
- ⑦ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、世帯の高校生等の給付金の申請および支給の状況を確認す とに同意します。
- ③ 送賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の措置 状況および生活保護法による生業扶助の受給状況について、関係機関に確認することに同意します。
 ③ 上記の高校生等にかかる学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充てることについて学校長に委任することを 了承します。(上記の▼と下記の署名をもって了承します。)

2 申請者(保護者等)に関する事項

	2. 中明日(体设计等/15周)(0.17)										
ふりがな	しが まなご	高校生等との関係									
氏名 【自署】	滋賀	学		☑親権者 □未成年後見人 □未成年後見人である里親							
7月1日時点の 住民票の住 所	〒520-×××× 滋賀県 大津市京町四丁目1-	1-A505		□ 未成年後見入での0里税 □ 主たる生計維持者 □ 生徒本人 □ その他()							
連絡先(自宅)	<mark>077- 528 - ××××</mark> в	車絡先(携帯)	090 -	××××-×××							

3. 申請者以外の保護者に関する事項 (父母ともに親権者である場合や未成年後見人、主たる生計維持者が複数名いる場合に記入してください。)

ふりがな	しが いくこ		☑親権者
氏名	滋賀 育子	高校生等 との関係	□未成年後見人 □主たる生計維持者
7月1日時点の 住民票の住 所	☑申請者住所と同じため記入省略		

4. 振込口座に関する事項 (**申請者名義**の口座を記入してください。)

※事情により申請者名義ではない口座への振込を希望する場合は下記には記入せず、「口座振込依頼書」および「代理受領に関する委任 状」を提出してください。

金融機関名	滋賀	銀信月	行·信用金庫 組合·農 協		県庁	本底·支店 代理店 本所·支所·出張所	✓ 普通□ 当座
口座番号				フリガナ		シガ マナブ	
(右づめ)	1 2 3 4	5 6	口座名義			滋賀 学	

5. 保護者等の収入状況に関する事項

(1)基準日(7月1日)現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していますか。(いずれかの□にチェック)

□ 性業扶助を受給していることがわかる証明書を提出します。 ※生業扶助を受給している場合の記入は以上です。 受給していな ハ ☑ はい、世帯は、基準日現在、生業扶助を受給していないことを誓約します。→2ページ目の記入にお進みください

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

7月1日時点に生活保護(生業扶助)を受給している場合は「受給している」にチェック ※受給している場合の記入は以上です。「生業扶助受給証明書」を添えて提出してくださ

と新 入生は、こちらにチェッ

•2年生以上

早期給付を受給して いない新入生は、こち らにチェック

対象生徒が過去に高 等学校等に在学してい た場合に記入

①~⑨の内容を確認し てチェック

保護者等が<u>必ず自筆</u>

- 氏名は、マイナン バーカード、課税証明 書等に記載のとおりに
- ・7月1日時点の住民 票の住所を記入

※「主たる生計維持 者」の場合は「同意書」 の提出が必要

申請者以外に保護者 がいる場合に記入 (例:父母ともに親権者 で、申請者は父の場合 に、母について記入)

氏名は、マイナンバー カード、課税証明書等 に記載のとおりに記入

給付金の振り込みを希 望する口座を記入

申請者名義の口座とし ます

※事情により申請者名 義ではない口座への 振り込みを希望する場 合は、この欄は記入し ないでください。

	2ページ目(2/2)											
	(2)次の保護者等の課税証明書等またはマイナンバーを提出します。(①~⑤の該当する口にチェック) ※寺森村は課税証明書等に限る											
親権	稅											
増がいる	者がい。 「・離婚、死別等により親権者が1名の場合・親権者が存在するものの、家庭の事情(ドメスティックバイオレンス、養育放棄等)によりやむを得ず、親権者の1											
現 権												
がいない	4		生徒の生計をその収入に ・ 親権者または未成年後 等				ているが主ア	たる生計維持	者が存在する	5場合		
-61	⑤		生徒本人 (親権者、未成	以年後見人	または主たる生計	推持者のいずね	れもが存在し	ない場合)				
(3	3) <u>マ</u>	<u>イナン</u>	バーを提出する場合は、1月	11日時点の	<u>住民票の住所</u> (市	町村まで)を記入	してください	۸,				
	申請	赭	滋賀県が開発	大津	市区 町村	申請者以外の 保護者	滋賀県	都道 府県	大津	市区 町村		
(1)保			すか。(い す 人が通信制	ずれかの口にチェッ または専攻科の場	<u>・</u> 合」および「対象	生徒に兄弟が	市妹がいない	場合」の記入は	以上で		
		ノてい	9. 七礼以外		2)へ進んでください 入は以上です。	` _						
基 そ ①	準日 の者 15歳	現在に につい (中学	の兄弟姉妹の扶養状況 こおいて、保護者等が対象と で記入してください。 生を除く。)以上23歳未満の 〕高校生等(就学支援金、学	者(生年月	目がH13.7.3~H2	21.7.2の者))			
	氏名											
①滋賀 正									それ以外			
② □兄・姉 □兄・姉 □弟・妹 () □有 □無 通信制・専攻科・それ以タ									・それ以外			
3	③											
4	④ □兄・姉 □兄・姉 □弟・妹 ' (') □有 □無 通信制・専攻科・それ以外											

(3)扶養誓約書の提出 (6.(2)に該当がある場合に提出してください。)

対象生徒本人および6. (2) に記入した全ての者に係る扶養誓約書(様式第2号)を提出してください。

7. 兄弟姉妹の在学証明書の提出 (6. の(2)で②に該当する兄弟姉妹がいる場合に提出してください。)

該当する兄弟姉妹の在学証明書(様式第3号)を提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※保護者等のうち1名が 控除対象配偶者であって も課税証明書等の提出が 必要

※生徒が在学中に18歳に 到達した場合の保護者等 は主たる生計維持者(18 歳到達前に親権者が2名 いた場合は主たる生計維 持者も2名となります。

マイナンバーを提出す る場合は必ず記入

令和6年1月1日時点 の住民票の住所(市町 村名)を記入

※令和6年1月1日時点 の住所と基準日現在の住 所が異なる場合は、住民 票記載事項証明書の提 出が必要

いずれかにチェック

- ・保護者等が扶養して いる《生徒の兄弟姉妹》 について記入
- ・別居の兄弟姉妹も記
- ·<u>7月1日時点の年齢</u>を 記入
- ・兄弟姉妹が高校生の 場合は学校名と学年を 記入、高校生以外は学 校種(大学等)を記入

※欄が不足する場合は、 申請書2ページ目を複数 枚使用してください。

記入例② 生業扶助受給証明書(該当者のみ)

生活保護法第36条の規定により、<u>高校生等本人に係る生業扶助(高等学校等就学費)を受給している場合</u>は、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書に福祉事務所の証明を受けて提出してください。この様式によらず、福祉事務所発行の生活保護受給証明書でも構いませんが、その証明書で生業扶助が行われていることが確認できる必要があります。

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 7月1日以降に、 福祉事務所で証 明を受けてくださ い。

令和●年 ●月 ●日

■ ■ 福祉事務所長

£ρ

次の世帯が、令和●年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による「生業扶助(高等学校等就学費)」の受給中であることを証明する。

世带員氏名

氏名	統柄	生	年月日			保護開始日
滋賀 育子	妻	○年	O月	○日生	平安	O年O月O日
滋賀 美和子	子	○年	O 月	四日生	平成 会和	O年O月O日
滋賀 獎太	子	O 年	O月	○日生	野城	O 年 O 月 O 日
滋賀 正	子	○ 年	O月	◯⊟生	平 <i>成</i> 令和	0 年 0 月 0 日
滋賀 陽子	子	○年	O月	O田生	平成 令和) 〇年 <mark>〇月〇</mark> 日
		年	月	日生	平成 令和	年月日
		年	月	日生	平成 令和	年 月 日

証明書の使用目的

遂賀県国公立高等学校等奨学のための給付金の受給手続のため

備考

記入例③ 扶養誓約書(該当者のみ)

申請書6.(2)に記入がある場合、対象生徒に加えて、申請書6.(2)に記入されている兄弟姉妹に係る 扶養申請書を提出してください。

様式第2号

提出する日を記入

令和●年●月●日

扶 養 誓 約 書

扶養者住所: 滋賀県大津市京町四丁目1-1-A505

扶養者氏名:滋賀 学

扶養者(=主に、生 徒および兄弟姉妹 を扶養している者)

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

☑この誓約書の記載内容は、事実に相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

対象生徒の氏名 ①被扶養者氏名 滋賀 奨太 (当該申請に係る高校生等本人) ①被扶養者との続柄(注) 兄弟姉妹の氏名 ②被扶養者氏名 滋賀 正 (様式第1号6(2)記載の兄弟姉 子 ②被扶養者との続柄(注) ③被扶養者氏名 (様式第1号6(2)記載の兄弟姉 ③被扶養者との続柄(注) ④被扶養者氏名 (様式第1号6(2)記載の兄弟姉 ④被扶養者との続柄(注) ⑤被扶養者氏名 (様式第1号6(2)記載の兄弟姉 妹) ⑤被扶養者との続柄(注) (注) 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

記入例④ 在学証明書(該当者のみ)

- ・申請書6.(2)で記入した兄弟姉妹に、<u>23歳以上の高校生等がいる場合</u>は、その兄弟姉妹の在学する学校で証明を受けて提出してください。
- ・大学生・専門学校生など高校生等でない者は提出不要です。

④上記①~③のいずれにも該当しない

様式第3号

在学証明書

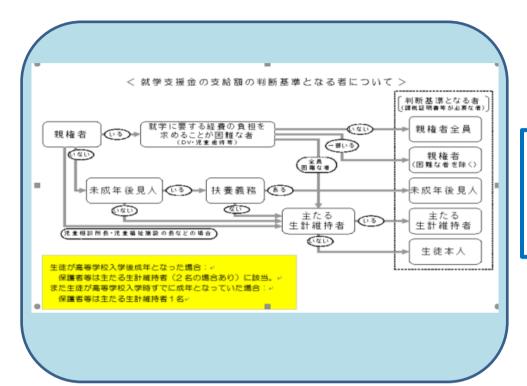
ふり	がな	しが		おうみ				
氏	名	滋賀		淡海				
生年	月日	昭和平成	年 ● 月	● 目				
学	年	•	課 程 (該当するものに○)	全日制 定時制	通信制	専攻科		
(1)~(4)O)	うち、当詞	亥生徒が該当するもの	にレ点を付けてく	ださい。				
	①高等学校等就学支援金を受給する権利を有する							
	②学び	直し支援金の補助対象	I し支援金の補助対象である					
	③専攻	科支援金の補助要件を	満たしている					

令 和 ● 年 ● 月 ● 日

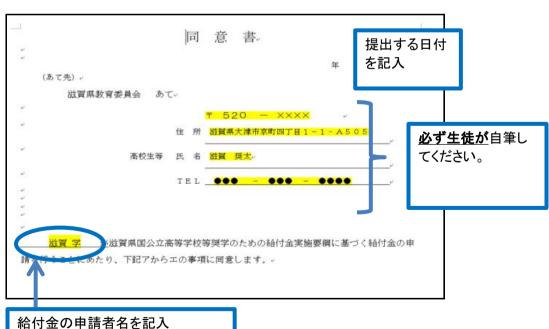
(注) 既存の在学証明書の様式でも可能

記入例⑤ 同意書(該当者のみ)

・申請者が高校生等の法定代理人(親権者または未成年後見人)ではなく、かつ、高校生等本人でない場合は、個人情報の取扱いの観点から高校生等本人が自筆で記入した同意書を提出する必要があります。



高校生等の保護者等が、このフローチャートで「主たる生計維持者」の場合に提出が必要



記入例⑥ 個人対象要件証明書(専攻科のみ)

・支給対象となる生徒本人が、専攻科の生徒の場合は、在学する高等学校等で証明を受けて提出してください。

個人対象要件証明書 (専攻科のみ)

下記の者は、令和●年7月1日現在、以下のとおりであることを証明します。

	(ふりがな)	しが		しょ	くうた	
氏 名	姓	滋賀	名		奨太	-
学校名 課程・学科等名		■■高等学校専攻	科	学	年	•

(該当する方に✔をすること)

- 以下のア〜ウのいずれかに該当します。(ア〜ウのうち該当するものに〇を付すこと) 以下のア〜ウのいずれにも該当しません。
 - ア 退学、停学(三か月以上)の処分を受けた者
 - イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者
 - ウ 前年度における出席率が5割以下の者

※ア~ウのいずれかに該当する者で,	災害,	疾病その他のやむを得ない	い事由があ	る場合は,
以下に具体的な状況を記載すること。	0			

令和●年●月●日

学校名 ■■高等学校

学校長 ■■ ■■ 印

裏面があります

付は裏面

記入例で個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙(該当者のみ)

- ・課税証明書等を提出する場合は、この用紙の提出は不要です。
- ・個人番号の利用を希望する場合に提出してください。
- 過去に本様式を提出していた場合でも、申請の都度提出が必要です。
- ・この用紙は、他の申請書類とは別に、教育委員会に<u>簡易書留で提出</u>していただくか、<u>持参</u>ください。 (ポスト投函はできません。)
- ・税の申告を行っていない場合には、扶養控除対象配偶者であっても申告してから提出してください。
 - 就学支援金とは異なり、保護者等全員の課税額がO円であることの確認が必要です。
- ・教育委員会が個人番号を利用して課税額を確認した際に、課税額が確認できなかった方については課税証明書等の提出を追加で求める場合があります。
- ※専攻科生徒の保護者は、この様式によらず、課税証明書等を提出してください。

滋賀県教育委員会 様 給付金の申請 記入日 令和● 年 ● 月 • 🛭 書に記載の日 個人番号利用目的同意書 兼 個人番号貼付台紙 付を記入 下記の者は、下記生徒在学中において、滋賀県教育委員会事務局教育総務課が、下記事 務にかかる手続きを処理するとき、および事務手続きに必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。 該当事務 ●修学支援に関する下記事務 口滋賀県立高等学校の授業料および通信教育受講科の滅免に関する事務 口滋賀県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務 ☑滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務 【いずれも「滋賀県行政事権における特定の個人を厳別するための番号の利用等に関する海像に基づく個人番号の利用等に関する条例」別表第1の教育委員会の項第1号、第2号および第4号に定める事務) 生徒の情報を記 学校名 滋賀県立 ■■高等学校 学年、クラス等 ●年○組 生徒 AUMIN Life しょうた 港智 奨太 氏名 ふりがな しが まなぶ それぞれ本人 滋賀 氏名 が、マイナン 保護者等 <u>バーカード等</u>に ☑貎糎沯 □未成年後見人 (DV・連待等の被害を受けて避難している方) 所在地につながる情報の秘密を発望する場合は右標にチェック ※ご起入いただいた情報は、マイナンバー概念において 上記情報を搭回する特置をとるためにのみ使用します。 生徒との関係 記載されている □主たる生計維持者 □生徒本人 名前を記入 ふりがな しが LXC 本人自憲 ・生徒との続柄 滋賀 氏名 育子 のいずれかに 保護者等 チェック (DV・連待等の被害を受けて避難している方) ☑ 級種者 □未成年後見人 所在地につながる情報の秘密を希望する場合は右標にチェック ※ご起入いただいた情報は、マイナンバー概定において 上記情報を秘密する特置をとろためにのみ使用します。 生徒との関係 口主たる生計維持者 (記入上の注意) フリクションペンなど、<u>消せるタイプのペンは使用しない</u>でください。 打正があるときは工重線で消した上、空いているスペースにお書きください。 (修正テープ等不可) 「氏名」……同意する保護者等が自ら署名してください。また、表面の一個の番号確認書類に書かれた表記方法(漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット)でご記入ください。

DV・虐待等の被害を受けて避難している方で、加害者宅にマイナンバーカードを置いてきてしまっているなど、加害者に所在地が漏れてしまう恐れがあるといった特別な場合にはチェック

→マイナンバーの記入および確認書類の則

 「生徒との関係」……奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書の「高校生等との関係」欄でチェ 権者」「未成年後見人」「主たる生計維持者」「生徒本人」からお選びくたさい。



〇あて先票

